

平成25年(東)第175号、同第1490号

申立人 [REDACTED] 外、[REDACTED] 外

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

和解案提示理由書(補足)

頭書事件について、和解の成立が困難な状況となっていることを踏まえ、改めて和解案提示理由及び審理経過等を示し、最終的な意見を求めることとする。

第1 中間指針第3の6(指針)I)に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額

1 内容

当パネルは、飯館村蕨平地区(以下「蕨平」という。)の住民である申立人ら(34世帯111名)の頭書事件(以下「本件」という。)において、本件事故発生後、50mSv/年超の地区が混在する等、旧警戒区域ないし帰還困難区域に比肩する高い放射線量であった蕨平に留まり続けた申立人ら(27世帯89名)について、中間指針第3の6(指針)I)に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として、次の金額の賠償を認める和解案(以下「本件和解案」という。)を提示した。

・妊婦又は子供	1人	100万円
・それ以外の者	1人	50万円

2 理由

(1) 本件和解案の前提事実

本件和解案の前提となる事実は、和解案提示理由書(別添1。以下「理由書」という。)及び和解案提示理由補充書(別添2。以下「補充書」という。)記載のとおりであるが、概要は、以下のとおりである。なお、これらの事実は、証拠及び公表されている資料等により容易に認められるものまたは被申立人においてこれを争っていないものである。

ア 蕨平は、西側を飯館村長泥地区(以下「長泥」という。)、南側を浪江町、東側を南相馬市と、三方の大半を帰還困難区域に囲まれている地区である(別紙参照)。蕨平に水道はなく、飲料用及び農業用の水は井戸水や沢水で賄われていた。

イ 本件原発事故後、飯館村において極めて高い放射線量が初めて検出された、

平成23年3月15日以降、次の（ア）ないし（エ）の事実からも明らかとなり、蕨平の生活圏全般にわたって、旧警戒区域ないし帰還困難区域に比肩する高線量の地点が多数存在していた。

（ア）福島県による緊急時環境放射線等モニタリング実施結果¹（7頁。採取年月日は平成23年3月28日。地上1mでの測定値）によれば、以下のとおり、蕨平において、長泥に比肩する極めて高い放射線量が検出されている。

	【蕨平】	【長泥】
①測定地点名	蕨平字蕨平	長泥字曲田
	毎時約33.5 μ Sv	毎時約28.0 μ Sv
②測定地点名	蕨平字木戸	長泥字長泥
	毎時約26.0 μ Sv	毎時約29.0 μ Sv

（イ）飯舘村役場による放射線量測定結果（甲共第8号証－1、甲共第8号証－2、甲共第11号証－1及び甲共第11号証－2。地上1mでの測定値）によれば、以下のとおり、蕨平において、長泥に比肩する極めて高い放射線量が検出されている。

	【蕨平】	【長泥】
①平成23年4月5日測定分		
宅地	毎時約17.80 μ Sv	毎時約13.80 μ Sv
農地	毎時約16.60 μ Sv	毎時約25.10 μ Sv
②平成23年4月5日から平成24年6月21日までの平均値		
宅地	毎時約11.57 μ Sv	毎時約9.54 μ Sv
農地	毎時約9.29 μ Sv	毎時約11.53 μ Sv

なお、毎時約17.80 μ Sv（上記①）は追加被ばく線量換算年間約93 mSv超に、毎時約11.57 μ Sv（上記②）は追加被ばく線量換算年間約60 mSv超に相当する放射線量である（甲共第8号証－3参照）。

¹ 東日本大震災関連情報 放射線モニタリング測定結果等 | 原子力規制委員会 > モニタリング結果 > 環境モニタリング一般等 > 空間線量率等 > 空間線量率、積算線量 > 福島県による緊急時環境放射線等モニタリング実施結果 > 福島県による緊急時環境放射線等モニタリング実施結果(平成23年03月)
(<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/209/list-201103.html>)
「福島第一原子力発電所20km以遠における福島県による緊急時環境放射線等モニタリング実施結果（平成23年3月30日測定）」(http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/5000/4022/24/1306973_0330.pdf)

(ウ) 蕨平の中心部にある集会所(蕨平字蕨平)敷地内土壌の平成25年2月13日時点の放射線量は、毎時9.54 μ Sv(甲共第17号証)であり、一部の申立人らの自宅付近でも、平成25年8月4日時点で毎時12.26 μ Sv等、極めて高い放射線量が検出されており(甲B1第13号証及び同20号証、甲D1第37号証、補充書2頁参照)、蕨平の飲料用の水源である沢水からも相当量の放射性セシウムが検出されている。

(エ) 飯館村役場は、蕨平は、平成24年6月時点において、「行政区の一部に高線量地区(50mSv/年超がある地区)が混在する」(補充書別紙1)地区であると認定し、このことから、財物賠償を帰還困難区域と差が生じないよう配慮することを原子力災害対策本部に通知し、同本部は、蕨平の避難指示解除見込時期を、居住制限区域として最長の平成28年3月10日と決定した。

ウ 本件和解案の対象となる申立人らは、的確な情報も得られないまま、平成23年3月15日以降、申立書等に記載の日数、結果的に蕨平に留まってしまうこととなり、旧警戒区域ないし帰還困難区域と同程度の放射線量であった同地区において、放射線に対する特別な防護措置も講じずに本件事故前とほぼ同じ生活をしていた。

エ 本件和解案の対象となる申立人らはいずれも、下記のように、放射線被曝への具体的な恐怖や不安を覚えている(補充書9頁及び10頁参照。年齢はいずれも本件事故時のものである。)。

(ア) 申立人A(11歳、小学5年生の女子)

「事故があってから色々放射能の話を聞きましたが、今後どんな影響が出てくるか、不安な気持ちでいっぱいです。」(甲G1第30号証2頁)

(イ) 申立人B(13歳、中学1年生の女子)

「私も、将来は結婚して子どもが欲しいと思っています。そのときに放射能の影響があつたらと思うと、とても怖いです。放射能の影響は何年もたってから出ることもあると聞いているので、実際に子どもを産むまでずっと不安に思いながら生活しなければならないかと思うと、本当に辛いです。」(甲G1第29号証2頁及び3頁)

(ウ) 申立人C (10代の子供を3人持つ46歳の男性)

「私は、… (長男) に瓦の片づけ作業をやってもらいました。ところが蕨平の線量が高いことが後でわかり、外での長時間の作業をやらせたことに対して、ひどく文句を言われました。『お父さんが外で作業させたから線量を浴びた』とよく言われます。3人の子どもたちには、将来に向けて10年・20年と不安な日々を送らせてしまうことを、ひどく悲しく思います。」(甲F2第49号証3頁)

(エ) 申立人D (20代の息子を3人持つ54歳の男性)

「私たちの家族は、比較的遅くまで蕨平に残っていたので、息子たちの体が心配です。息子は、『もう沢山吸ったからマスクなんていまさらいらぬ』などとやけになっています。」(甲F1第49号証3頁及び4頁)

(オ) 申立人E (17歳の長女を持つ45歳の男性)

「長女を自宅に戻さなかった判断は、振り返って正解だったと思いますが、私たち夫婦や高齢の両親は、放射線量の高い飯館村蕨平地区に長期間滞在し、相当程度の被ばくをしてしまったと思います。このことが、今後、ガンなどの病気という形であらわれるのではないかと、不安は拭えません。」(甲A1第137号証5頁)

(カ) 申立人F (23歳の長男を持つ53歳の男性)

「牛の処分の関係で、私たち一家は避難が遅れ、放射線量の高い蕨平地区に長くとどまりました。私も、牛を売却するまでの間、牛の世話を続けており、ほとんど一日中屋外にいたので、相当程度被ばくしてしまったと思います。長男も、避難するまで、蕨平の自宅から仕事に通っていました。そうした影響が後で体に現れてくるのではないかと心配です。」(甲A4第84号証2頁)

(キ) 申立人G (70代の両親を持つ51歳の男性)

「もし放射線量が高かったことを知っていたら、もっと早く避難していたのにと悔やまれてなりません。」「健康への不安は今でも尽きません。…放射線は目に見えないので、両親や私の健康状態について、今でもとても不安に思っています。」(甲E3第34号証3頁)

(ク) 申立人H (77歳の男性)

「私たちは、放射線量の高い蕨平地区に…滞在してしまったことになります。」

…滞在により、私たちは今でも放射線被曝への恐怖や不安を抱いて生活することを余儀なくされています。」（甲E1第20号証1頁）

（2）理由の概要

上記（1）の事実を踏まえ、当パネルは、以下の理由で本件和解案を提示した（理由書2頁、第2及び補充書8頁参照）。

ア 本件事故発生後、的確な情報及び政府の避難指示がないまま、蕨平に留まり続けた申立人らは、各自において放射線被曝への恐怖や不安を抱き、また、今後も抱き続けるであろうと認められ、これらの申立人ら各自の精神的苦痛はいずれも中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の目安額では評価し尽くされていない。そうすると、これらの申立人らについては、中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料を増額すべきであり、その金額は子供・妊婦以外の者で50万円が相当である。また、子供又は妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されており、その他の者に比してより大きな放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱き、今後も抱き続けるであろうと認められるから、子供又は妊婦については100万円が相当である。

イ わが国では、過去の前爆被害等の国民的経験により、放射線による影響に対して敏感に反応する人が多く、放射線による健康被害のおそれが僅かでも懸念される場合であれば、現実健康被害を生じるか否かにかかわらず、放射線被曝への不安や恐怖を生じ得ることは一般に認められる。まして、蕨平に結果的に留まることとなった申立人らは、旧警戒区域ないし帰還困難区域と同程度の放射線量であった同地区において、放射線に対する特別な防護措置も講じずに本件事故前とほぼ同じ生活をしていたのであるから、放射線被曝への現在及び将来にわたる恐怖や不安を感じるのは無理からぬことである。この恐怖や不安は、蕨平と同程度ないしより低い放射線量の地域の住民が本件事故から数日以内に低線量地域へ避難することができたことと対比すれば、他の避難等対象者一般の受けた恐怖や不安と比べて量的にも質的にも異なるというべきである。

これらのことから、結果として蕨平に留まり続けた申立人らについては、中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額を認めるべきである。

3 被申立人の拒否理由等

被申立人の本件和解案の拒否理由は、概ね一貫し、概略以下のとおり主張されているが、その核心部分は下記（１）のとおりと理解される。また、中間指針との関係上、下記（２）についても主張している（平成２６年４月４日付け「上申書」、平成２６年１２月２５日付け「回答書（Ａ世帯について）」、平成２７年３月９日付け「回答書（全世帯について）」等）。

- （１）低線量被曝に関する科学的知見やデータに照らせば、本件和解案の対象となる申立人らの抱いた不安感は科学的根拠のない漠然としたものでしかなく、損害賠償を基礎付ける程度の具体的な権利侵害が生じているということとはできない。したがって、現時点で、これらの申立人らの精神的損害を一律に増額することは、個別具体的な事情を斟酌することのない増額であり、応諾できない。
- （２）被申立人は、直接請求の手続において、申立人らを含む蕨平の居住者に対して、平成２３年３月以降、計画的避難区域の指定時期及び避難時期の以前の期間も含めて月額１０万円を基礎とした金額の支払をしており、計画的避難区域に指定された同地区の実情も踏まえた対応をしている。

精神的損害に対する賠償については、紛争審査会において、客観的資料等に基づき、有識者による公開の場での議論の上で中間指針が策定されている。飯舘村についても、避難の期限まで留まった居住者が存在したことを含め被害状況についての具体的説明が審議の中でされており、こういった過程を踏まえて中間指針が定められている。

4 和解案提示理由の補足

- （１）被申立人は、本件和解案の対象となる申立人らの個別具体的な精神的苦痛を正視していない。

ア 当パネルは、希望のあった世帯全てについて、当センター福島事務所県北支所開催の口頭審理期日において、双方代理人同席のもと申立人ら本人に直接話を聞いており、その余の世帯についても詳細な陳述書が提出されている。

これらによれば、本件和解案の対象となる申立人らはいずれも、放射線被曝への具体的な恐怖や不安を覚えており、特に、本件事故当時子供であった申立人らは、自分の将来への影響や将来自分に子供が生まれた際の影響について、その親である申立人らは自分の子供達の将来の影響について、恐怖や不安を覚えている

(補充書9頁及び10頁)。

イ 上記2(1)記載のとおり、本件和解案の対象となる申立人らが、蕨平において、放射線に対する特別な防護措置も講じずに本件事故前とほぼ同じ生活をしてきた、という具体的状況下において、蕨平の放射線量が旧警戒区域ないし帰還困難区域と同程度であることが明らかとなった後に、子供やその親が受けた衝撃や後悔、これらの申立人らの恐怖や不安による苦痛が、筆舌に尽くしがたいものであろうことは、通常人においても容易に理解できるはずのものである。これらの申立人らの精神的苦痛をもって、具体的な権利侵害が生じているとはいえないだとか、科学的根拠もなく漠然としたものであるなどとは到底いえない。

ウ 被申立人は、低線量被曝に関する科学的知見やデータを指摘するが、低線量被曝の健康影響については、被申立人が援用する「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」(乙第5号証)が前提とする科学的知見によっても、そもそも100mSv以下の被曝線量では、他の要因による発がんの影響に隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされるに留まっており(乙第5号証4頁)、健康影響がないことが明らかにされているとはいえない。

また、放射線防護や放射線管理の立場からも、しきい値がなく、直線的にリスクが増加するという考え方が採用されており(乙第5号証8頁)、科学的知見に基づいて一定量の放射線被曝は許容されるという考え方ではなく、できるだけ放射線被曝は避ける、ないし少なくするという考え方が採られており、法規制がされている(電離放射線障害防止規則第4条及び第6条、実用発電原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第6号、実用発電原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示第3条等)。

このような科学的知見に関する状況やこれを踏まえた放射線防護や放射線管理の考え方及び国内法令の規制は、仮に、これらの申立人らの被曝線量が低いものであったとしても、恐怖や不安を抱くことが合理的であるとの評価につながるものであって、被申立人はこれらの実態を正視すべきである。

(2) 被申立人は、本件和解案が考慮した精神的苦痛について、中間指針で考慮済みである、と主張するようである(上記3(2))。

中間指針第一次追補は、「特に本件事故発生当初において、大量の放射性物質の

放出による放射性被曝への恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができる。」ことを理由に、蕨平よりも圧倒的に低線量であったと考えられる自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者等について、「放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における、放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」を本件事故によって賠償すべき損害と認める。

しかしながら、中間指針第一次追補と異なり、平成23年8月5日に策定された中間指針において、旧警戒区域ないし帰還困難区域と同程度の放射線量であった蕨平に滞在を続けることとなった申立人ら特有の個別具体的な事情まで考慮したと認めるに足る記載はなく、本件和解案が認めた精神的苦痛を考慮済みであると評価することはできない。むしろ、中間指針では、「年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難等対象者が現実には被った精神的苦痛の程度には個人差があることは否定できないものの、中間指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが妥当と解されること…から、年齢等により金額に差は設けないこととした。」（中間指針第3〔損害項目〕6（備考）2）、「その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る。」（同（備考）11）とされていることからすると、中間指針は、これらの申立人らの本件の個別具体的な事情に基づく精神的苦痛について、賠償の対象とされ得るとしているのである。

（3）蕨平に隣接する長泥の集団申立てにおいて、本件と同内容・同理由の和解案が提示され、和解が成立しているところ（和解事例960²。全部和解契約書の調印日は平成26年4月14日等）、被申立人はその受諾理由について、「長泥地区集団案件においては、『旧警戒区域と同程度の放射線量であった』ゆえに、飯館村内において唯一その後『帰還困難区域』に指定されている行政区である長泥地区の特

² 原子力損害賠償紛争解決センター > 原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の公開について > 事案概要一覧表 > 和解事例 960

「帰還困難区域（飯館村長泥地区）の申立人らについて、放射線被ばくへの恐怖や不安に係る精神的損害のほか、不動産等の財物損害、避難費用等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、一部の損害項目についての和解方針が示されている。）。」

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/01/16/1331335_960.pdf)

別かつ固有の事情に着目して、慰謝料の増額を含む和解案が示されたものとの理解の下、専ら当該案件を迅速かつ円滑に解決するという観点から受諾し」と述べている（平成26年4月4日付け「上申書」、平成27年3月9日付け「回答書（全世帯について）」等）。

しかし、当パネルが、上記2記載のとおり、個々の申立人らの被った精神的苦痛の具体的内容を明らかにし、それが中間指針では考慮されていない事情による慰謝料増額の根拠となり得べきものであることの説明をしたのに対し、被申立人は、「本事案は、居住制限区域に指定されている蕨平地区に関するものであり、長泥地区の集団申立て案件とは基礎事情が異なる旨をいうだけで（平成27年3月9日付け「回答書（全世帯について）」及び平成26年5月27日付け「回答書（A3及びE3）」）、結局、本件と長泥の集団申立てとの差異について「帰還困難区域に指定された」点以外に具体的に明らかにしていないことからすれば、被申立人は、蕨平が「帰還困難区域に指定された」地区ではないという一事をもって拒否回答をするもので、本件の個別具体的な事情を斟酌していないと考えざるを得ない。

5 小括

このように、本件和解案は、旧警戒区域ないし帰還困難区域に比肩する高い放射線量であった蕨平に留まり続けた申立人らが、放射線に対する特別な防護措置も講じずに本件事故前とほぼ同じ生活をし、放射線被曝への恐怖や不安を覚えているという争いのない前提事実を踏まえ、当パネル、申立人代理人及び被申立人代理人の両当事者が、申立人本人達の具体的な声を聴き、審理を尽くした上で、「中間指針第3の6（指針I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額」として提示したものであって、十分合理的である。

第2 本件の審理経過等

1 和解案の提示及び当事者の回答等

当パネルは、本件について、当事者双方に対し、平成26年3月20日、理由書を提示し、同日以降、順次和解案を提示した。これに対し、申立人らは、これらを受諾した一方、被申立人は、当パネルの提示した和解案の一部については受諾したものの、

①「中間指針第3の6（指針I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額」（上記第1、本件和解案）

②「中間指針第二次追補第2の1（1）（指針III）②の精神的損害として、平成

28年4月から平成29年3月までの期間について、一人月額10万円（目安額）の賠償」

等について受諾を拒否した。

2 和解案提示後の経過

(1) 当パネルが、再三にわたり和解案の提示理由を説明し、受諾を促したにもかかわらず、被申立人は、補充書の提示後も上記1の①及び②について拒否回答を維持し、上記1の①については、なお拒否回答を維持し続けている。

(2) 被申立人は、上記1の②について、平成27年9月になって、従前の拒否回答を撤回しこれを応諾する、と回答した（平成27年9月8日付け「和解案に関する上申書」）。

当パネルが、上記1の②について和解案を提示した理由は、陳述書等に基づき認定した本件の申立人らの個別具体的な生活状況（補充書3頁ないし6頁、第2、4）を踏まえ、「本ADRの申立てをした申立人らが平成29年3月までに帰還して従前の生活に復することは困難であり、同時期までの精神的損害は現時点において賠償されるべきである」（補充書7頁、第2、6（2））というものである。

しかしながら、被申立人は、「被申立人が追加賠償を行う旨の上申をするに至ったのは、和解案提示理由書（補充書を含む。）の提示後に生じた、平成27年6月の閣議決定³に基づく賠償方針の変更⁴に基づくものであり、従前の貴パネルの和解案の考え方である、『蕨平地区の個別事情に基づいて、同地の住民に対する精神的損害の賠償対象期間を隣接する長泥地区（帰還困難区域）と同等のものとする』という考え方を、不当に遅延して、今となって受け入れた、というものでは全くない旨主張しており（平成27年12月25日付け「回答書（A世帯ないしJ世帯）」5頁）、申立人らの個別具体的な事情を斟酌した当パネルの考え方を最後まで正解せず、これを受け入れられないことを明らかにしたと理解せざるを得ない。

中間指針においては、第四次追補に至るまで全ての冒頭（第1）において、「中

³ 経済産業省 > 東日本大震災 関連情報 > 原子力被災者支援 > 原子力被災者生活支援チームからのお知らせ > 平成27年度 > (http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/oshirase_archives_h27.html)

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂
(http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2015/0612_02.pdf)

⁴ 東京電力ホールディングス株式会社 トップページ > リリース・お知らせ一覧 > プレスリリース > 2015年 > 「避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害等に係る具体的なお取り扱いについて」
(https://www4.tepco.co.jp/cc/press/2015/1258474_6818.html)

間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」(中間指針、第1、4)旨、必ず明記されているのであって、被申立人には、この点を踏まえた真摯な検討が求められることはいうまでもない。

第3 本件の状況及び紛争解決の意思確認

1 本件の状況

- (1) 被申立人は一方で、本件事故が発生した平成23年から現在に至るまで、ウェブサイトにおいて、本件事故による被災者及び国民に対し、当センターから提示された和解仲介案を尊重する意思を自ら表明している。⁵

しかしながら、上記第2、2(2)の回答等からすると、被申立人の、当パネルが提示した和解案に対する拒否の姿勢及び本ADR手続に対する姿勢は既に明らかであって、本件和解案についても被申立人の回答が変わる見込みは乏しく、被申立人の回答が変わらない場合、本件は、和解の成立が困難な状況、つまり、「仲介委員が和解仲介手続の実施が困難であると認める」(原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第34条第1項第4号)状況となり、「申立てに係る紛争が解決される見込みがない」(業務規程第34条第1項柱書)として手続を打ち切らざるを得ない。

- (2) 本件和解案の内容及び根拠は、上記第1に記載のとおりである。当パネルは、本件和解案に対する被申立人の拒否に、何らの合理的理由を見出すことはできないと考えるところである。また、上記第1、4並びに補充書9頁及び10頁記載のとおり、本件和解案の対象となる申立人らに通常人において容易に理解できる苦痛が生じていることからすれば、本件は、個別具体的な事情について審理を尽くした本手続において和解によって紛争を解決すべきものであることは明らかである。

⁵ 東京電力ホールディングス株式会社 トップページ > プレスリリース・お知らせ > プレスリリース 2017年 > 2017年5月18日 > 「特別事業計画の変更の認定について」
(http://www.tepco.co.jp/press/release/2017/1426901_8706.html)
「新々・総合特別事業計画(抄)(第三次計画)」(平成29年7月26日変更認定)
(<http://www.tepco.co.jp/press/release/2017/pdf/170518j0501.pdf>)
「原子力損害賠償紛争審査会の定める中間指針第四次追補においては、東電に対して、中間指針で賠償対象と明記されていない損害についても、その趣旨を踏まえ、合理的かつ柔軟な対応と被害者の方々の心情にも配慮した誠実な対応を求めている。東電としては、中間指針の考え方を踏まえ、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重する。また、被害者の方との間に認識の齟齬がある場合でも被害者の方の立場を慮り、真摯に対応するとともに、手続の迅速化等に引き続き取り組む。」(同11頁)

したがって、本件がこのまま打ち切りとなることは、当パネルとしても極めて不本意である。

2 紛争解決の意思確認

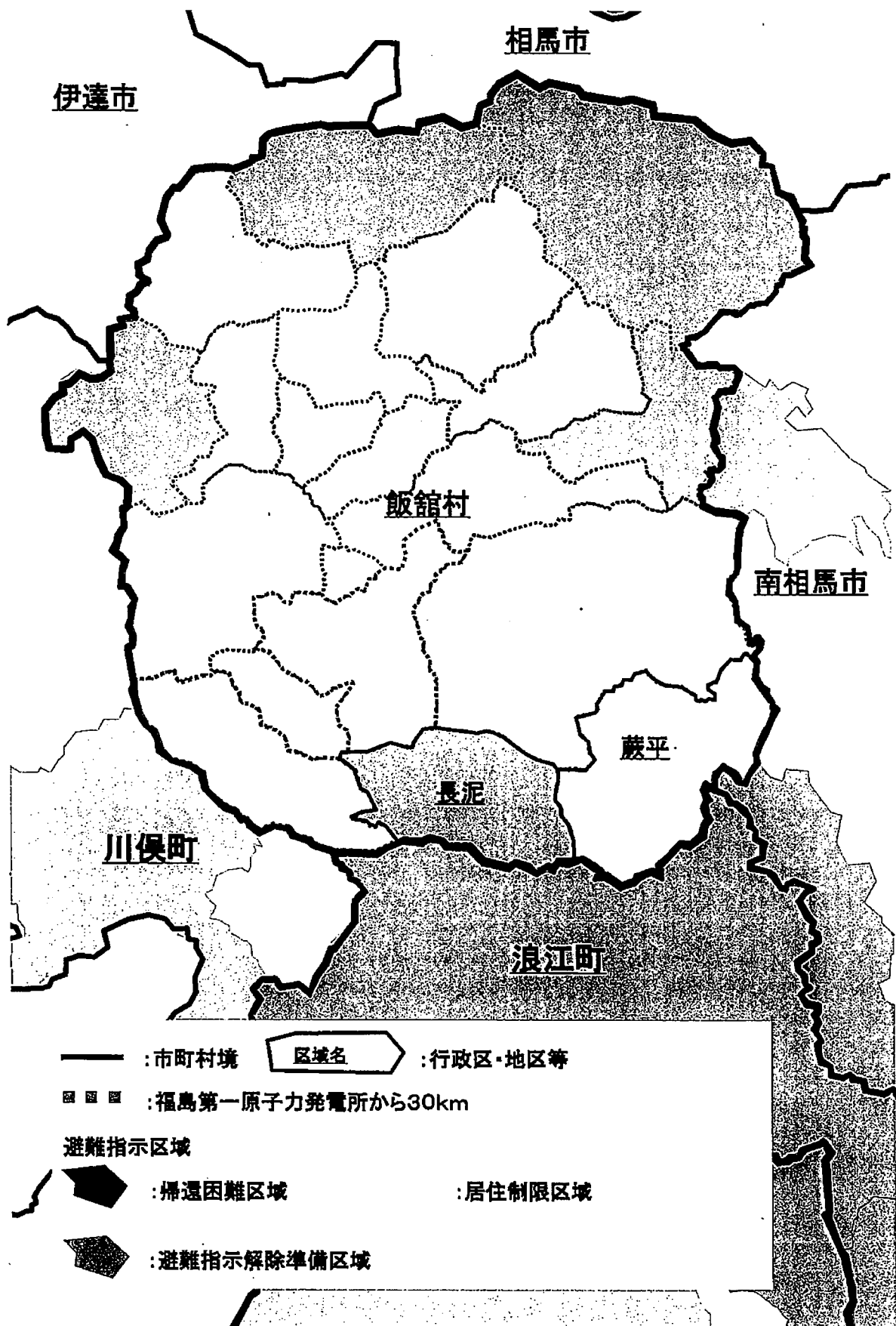
よって、当パネルは本書面をもって、被申立人に対し、第1、1記載の本件和解案の諾否について最終回答を求めることとする。被申立人は、本書面記載の事案の性質及び解決の必要性等を考慮の上、本件和解案の諾否について再度検討の上、回答されたい。

平成30年4月18日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員長	安	藤	武	久
仲介委員	丸	山	裕	司
仲介委員	蓑	毛	誠	子

別紙



別添 1

平成25年(東)第175号、同第1490号

申立人 [REDACTED] 外、[REDACTED] 外

被申立人 東京電力株式会社

和解案提示理由書

本和解案提示理由書は、申立人らが請求している損害項目の一部についてのみ、理由を示すものである。

第1 精神的損害(中間指針第二次追補)及び財物損害

1 (1) 中間指針第二次追補第2の1(1)(指針)Ⅲ)②の精神的損害として、平成29年3月までの期間について、一人月額10万円(目安額)の賠償を認める。

(2) 財物損害に関する価値減少率は、全損と評価する。

(3) 飯舘村蕨平地区に居住していた申立人らのうち、移住を選択している者については、不動産の財物損害について、移住先での住居の取得が必要であることを考慮して賠償額を提示する。

2 飯舘村蕨平地区(以下「蕨平」という。)の避難指示解除見込時期は、居住制限区域として最長の平成28年3月10日とされた。しかしながら、蕨平には高線量地区が混在し、飯舘村による放射線量測定結果によれば、区内の宅地からは、帰還困難区域に指定された飯舘村長泥地区(以下「長泥」という。)の宅地よりも高い放射線量が検出されている。このように、蕨平では高い放射線量が検出されているにもかかわらず、現時点で除染は着手すらされておらず、地区の総面積の9割以上を占める山林も含めた蕨平全域について除染が終了する見通しは全く立っていない。また、田畑は新たな開墾が必要なほどに荒廃していることから当面作付けもできず、飼育していた牛は全て手放されており、飲料用及び農業用の水源である菅沼の沢水からも放射性セシウムが検出されている。申立人らが利用していた村内の医療機関、各商店及び小中学校も、再

開の見通しが立っていない。これらの事実からすれば、仮に平成28年3月10日に蕨平の避難指示が解除されたとしても1年以上、申立人らが蕨平に帰還して社会生活を営むことは困難であるといわざるを得ない。

3 蕨平に居住していた申立人らは蕨平から移住する意思を示しているところ、上記2の事実に加え、蕨平について風評被害が相当長期間続くことが容易に想像できることからすれば、申立人らの大半が営む農業等の第一次産業の再開及び継続は困難であり、第一次産業に従事する住民が戻らなければ、事故前と同様の社会生活は成り立たず、商業等も成り立たない。したがって、仮に平成28年3月10日に蕨平の避難指示が解除されたとしても1年以上、申立人らの生計が成り立つ見込みがないことは明らかである。

4 以上の事実からすれば、申立人らは少なくとも、平成29年3月までに蕨平に帰還することは困難と判断せざるをえない。したがって、少なくとも避難を継続せざるをえない同年同月まで、一人月額10万円（目安額）の精神的損害の賠償を認めるべきであり、原発事故から6年以上使用できないことは明らかであることから、財物損害に関する価値減少率は全損と評価すべきである。また、申立人らが蕨平に帰還しても原発事故前の職業によって生計を立てることは困難であることから、移住の選択も合理的な判断といえる。

よって、上記1のとおり和解案を提示する。

第2 精神的損害（中間指針第3の6）の増額

1 本件事故発生後、蕨平に留まり続けた申立人については、中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として、次の金額の賠償を認める。

・妊婦又は子供	1人 100万円
・それ以外の者	1人 50万円

2 本件事故発生後、政府の避難指示がないまま、蕨平に留まり続けた申立人らは、放射線被曝への恐怖や不安を抱き、また、今後も抱き続けるであろうと認められ、その精神的苦痛は中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の目安額では評価し尽くされていないというべきである。そ

うすると、申立人らについては、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料を増額すべきであり、その金額は子供・妊婦以外の者で50万円が相当である。また、子供又は妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されており、その他の者に比してより大きな放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱き、今後も抱き続けるであろうと認められるから、子供又は妊婦については100万円が相当である。

- 3 わが国では、過去の前爆被害等の国民的経験により、放射線による影響に対して敏感に反応する人が多く、放射線による健康被害のおそれが僅かでも懸念される場合であれば、現実に健康被害を生じるか否かにかかわらず、放射線被曝への不安や恐怖を生じ得ることは一般に認められる。まして、蕨平に結果的に留まることとなった申立人らは、旧警戒区域と同程度の放射線量であった同地区において、放射線に対する特別な防護措置も講じずに本件事故前とほぼ同じ生活をしていたのであるから、放射線被曝への現在及び将来にわたる恐怖や不安を感じるのは無理からぬことである。この恐怖や不安は、蕨平と同程度ないしより低い放射線量の地域の住民が本件事故から数日以内に低線量地域へ避難することができたことと対比すれば、他の避難等対象者一般と比べて量的にも質的にも異なるというべきである。

これらのことから、結果として蕨平に留まり続けた申立人らについては、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額を認めるべきである。

よって、上記1のとおり和解案を提示する。

平成26年3月20日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員長 安 藤 武 久

仲介委員 丸 山 裕 司

仲介委員 蓑 毛 誠 子

別添 2

平成25年(東)第175号、同第1490号

申立人 [REDACTED] 外、[REDACTED] 外

被申立人 東京電力株式会社

和解案提示理由補充書

第1 被申立人による全部和解案の拒否

1 飯館村藤平地区(以下「藤平」という。)の住民である申立人らの頭書事件に関し、当仲介パネルが平成26年3月20日から順次提示した全部和解案(以下「本和解案」という。)について、被申立人は、A3世帯及びE3世帯に関しては下記①ないし③を、その余の世帯に関しては、下記①及び②を拒否している。なお、そもそも遅延損害金を付して和解案を提示していないF世帯、G世帯及びI世帯についても、③を拒否している。

①中間指針第二次追補第2の1(1)(指針)Ⅲ)②の精神的損害として、平成29年3月までの期間について、一人月額10万円(目安額)の賠償

②本件事故発生後、藤平に留まり続けた申立人について、精神的損害(中間指針第3の6)の増額(妊婦または子供につき1人100万円、それ以外の者につき1人50万円)。

③遅延損害金

2 当仲介パネルが本和解案を提示した理由は、平成26年3月20日付け和解案提示理由書に記載のとおりであり、本和解案の内容は、妥当・合理的である。

しかしながら、被申立人は、本和解案は個別具体的な事情を斟酌していない、などと主張し、上記のとおり和解案の一部を拒否する。

そこで、以下のとおり、本和解案について上記和解案提示理由書を補充する。

第2 ①について

1 藤平の地理的特性等

藤平は、西側を飯館村長泥地区、南側を浪江町、東側の大半を南相馬市と三

方を帰還困難区域に囲まれている地区であり、その総面積の約91.8%を国有林及び山林が占めている典型的な中山間地域であって（甲共第12号証、甲共第31号証）、住宅は、県道62号線及び街道に沿った山裾に集中している。

藤平に水道はなく、飲料用及び農業用の水は井戸水や沢水で賄われていた。

2 藤平の放射線量

(1) 飯舘村役場によれば、平成24年6月時点において、藤平は「行政区の一部に高線量地区（50mSv／年超がある地区）が混在する」（別紙1）。

(2) また、飯舘村役場による放射線量測定結果（甲共第8号証－1、甲共第8号証－2、甲共第11号証－1及び甲共第11－2）では、藤平の宅地からは平成23年4月5日から平成24年6月21日までの平均で毎時約11.57 μ Sv（年間被曝線量換算約60mSv超）と、同測定結果による長泥の宅地の同期間平均毎時約9.54 μ Svよりも高く、同測定結果による長泥の農地の同期間平均毎時約11.53 μ Svに比肩する極めて高い放射線量が検出されている。藤平の農地からも同期間平均で毎時9.29 μ Svと、極めて高い放射線量が検出されている。なお、平成24年1月26日ないし同年3月22日までは、同測定結果による藤平の線量は一時的に低下しているが、同年1月21日ころから藤平で積雪があったこと（甲共第16号証）が理由であると考えられる。

(3) 地区の中心部にある藤平多目的集会所（藤平字藤平）敷地内では、平成25年2月13日時点で、毎時9.54 μ Sv（年間被曝線量換算約48mSv超）と極めて高い放射線量が検出され、土壌からは1kgあたり214,000Bqの放射性セシウムが検出されている（甲共第17号証）。

藤平字菅沼所在の申立人の自宅付近では、平成25年8月4日時点で、自宅西側で毎時12.26 μ Sv、自宅裏で毎時5.93 μ Sv、自宅内でも毎時2.99 μ Sv、と極めて高い放射線量が検出された、とのことである（甲B1第13号証及び同20号証）。

藤平字木戸所在の申立人の自宅付近では、用水路で毎時約30～40 μ Sv、雨が降った際の自宅前道路付近で毎時約30 μ Sv、自宅裏の酒屋で毎

時約13～14 μ Sv、自宅内でも毎時2 μ Sv以上、と極めて高い放射線量が検出された、とのことである（甲D1第37号証）。

蕨平の水源である■■■の沢水からも放射性セシウムが検出されている（甲第28号証－9、同28号証－10）。

（4）以上の事実によれば、蕨平の生活圏全般にわたって、帰還困難区域に比肩する高線量の地点が多数存在したものと推認される。

3 蕨平の除染状況等

（1）環境省の「特別地域内除染実施計画（飯舘村）」（平成25年12月一部改訂のもの）によれば、飯舘村の除染に関し、「住居、事業所、公共施設等の建物等及び建物等近隣の農用地・森林」については、平成26年度内の完了を目途に、「残りの農用地、道路及びそれらの近隣の森林」については、平成28年度内（平成29年3月）の完了を目途に除染等の措置を実施するとされている。

しかし、平成26年12月現在においても、蕨平の除染が着手されたことは認められるものの（環境省「除染情報サイト」>除染特別地域の概要・進捗>福島県 飯舘村:<http://josen.env.go.jp/area/details/iitate.html>）、蕨平地区の総面積の約91.8%を占める森林のうち、上述した森林以外の除染を行う見通しは立っていない。

（2）また、飯舘村村長が復興大臣に送った平成26年9月22日付け「飯舘村の復興・再生に関わる要望書」には、飯舘村の除染の大幅な遅れに伴い、同村の復興・再生は大分遅れている、帰村の時期が具体的に示せないでいる、との事実が記載されている（別紙2頁目第1段落及び同3頁目5）。

（3）以上のとおり、蕨平において除染が着手された面積は極めて限定されており、かつ除染は大幅に遅れている。

4 申立人らの生活

（1）申立人ら世帯のうち、本件事故時、蕨平に居住していた合計30世帯の少なくとも約6割にあたる17世帯の世帯主が、農業、畜産業等の第一次産業に従事しており、その余の世帯も米または野菜を自家消費している。

(2) このような申立人らの生活に不可欠な田畑は長期の避難生活や獣害等によって、新たな入植・開墾が必要なほどに荒廃しており（甲共第2号証、甲共第29号証-1及び甲共第29号証-2）、畜産業を営んでいた申立人らが飼育していた牛は全て手放されてしまっているため（甲共第32号証）、農畜産業の再開には相当の年月を要する。

(3) 藤平では、これまで強固な地域コミュニティが形成されてきたことから、農畜産業に従事する大多数の住民が藤平で生活を再開できる目途が立たない限り、その余の住民も生活を再開することができない。(4) 申立人らも、以下のように述べている。

ア 「このように、まさにこれからというところで本件原発事故に見舞われ、長期間の避難を余儀なくされて、妻も大変に大きな失望を感じています。自宅に一時立入したとき、手入れをしていたブルーベリー畑や、酸素を入れて品質を高め、きれいに積んでいた堆肥などがイノシシにやられてひっくり返され、無惨な姿になっているのを見て、妻はこれまでやってきたことが全て無駄になってしまったと目に涙を浮かべていました。」

「私も、55歳まで勤めたら会社を辞めて、農業で生計を立てようと計画を立てていました。仕事勤めをしながら、朝晩や休日に農作業をしていました。農業機械類も比較的多く所有しており、退職したらより本格的・大規模に農業をやろうと思っていました。しかし、本件原発事故により、そのような将来の計画もご破算になりました。」（本件事故時45歳の男性、A1世帯申立人1、甲A1第137号証3頁）。

イ 「私は本件原発事故当時、親牛13頭、仔牛9頭を飼っていました。愛情をもって育てていたので、全頭売却処分を手放すときは、断腸の思いでした。牛たちも、別れるとき、トラックになかなか乗ろうとせず、促されて乗るときには私たちの方を見て涙を流していました。」「藤平の自宅に帰りたいのはやまやまですが、現実には、藤平地区が相当深刻に放射性物質に汚染されており、…相当長期間、藤平の自宅には戻れないものと言わざるを得ません。」（本件事故時53歳の男性、A4世帯申立人

1、甲A4第84号証2頁及び4頁)。

ウ 「私たちは、生まれた時から蕨平で生活し、畑も田んぼも父と一緒に
て自分たちの手で開拓して作り、豊かな自然の中で子どもを育ててきまし
た。いつになったら蕨平の自宅に戻れるのか、まったく分かりません。放
射能が高くて孫らも蕨平に遊びに来ることはできません。仮に私たちだけ
が戻っても、部落の他の人達が戻らなければ今までのような生活は出来ま
せん。買い物も、行商が来なければ、南相馬にまで行かなければなりませ
ん。子供や孫も来れず、自然の水も飲めない、部落の人もいないような蕨
平での生活は考えられません。」(本件事故時80歳の男性、B2世帯申立
人1、甲B2第15号証3頁)。

エ 「私は30年来、冬場…は猟人として猪やキジ、カモ、ヤマドリなどの狩
猟生活を送り、それ以外の季節は農業を営んで生計を立てていました。」

「私は、近隣の部落民や村以外の住民らとの間で、これらの肉と魚や卵な
どを物々交換することで食料を調達していました。農業をやっていたから、
米・野菜などは自給自足で賄っていました。」「30年来このような
生活をしていましたが、本件事故により、生活基盤や人生の生きがい
を完全に奪われてしまいました。猪やキジ・カモ、ヤマドリなどの動物は放
射能汚染の危険性から狩猟禁止になりましたし、農作物も放射能により出
荷不能となってしまったからです。」「40年来住み慣れた自宅を手放すこ
とは相当辛く心苦しいですが、残念ながらもう戻れないと思っています。」

(本件事故時68歳の男性、C1世帯申立人1、甲C1第18号証1頁及
び5頁)。

オ 「たとえ私たちが蕨平に帰還しても、野菜を作って食べられませんし、店
を開いても野菜が売れないので、生活できません。ですから、蕨平に帰還
する意思はありません。」(本件事故時74歳の女性、D5世帯申立人2、
甲D5第36号証2頁)。

カ 「4年後、5年後に村に戻れるとしても、その頃には私たちはもう80歳
を過ぎています。また、畑を耕し、同じような生活ができるとは到底思え

ません。」(本件事故時77歳の男性、E1世帯申立人1、甲E1第14号証2頁)。

キ 「たとえ、除染が終わって蕨平の自宅に戻ることができたとしても、家も住むことができるような状態ではありません。何より部落全体がその機能を回復しなければ、蕨平に戻ることはできません。」「私の家の敷地には山林があり、木の手入れをしていましたので、その木を使って新しく家を建てることも考えていましたし、私が定年になったら、所有している農機具と農地で、自家消費用だけではなく、販売用の農作物を作って生活したいと考えていました。しかし、本件原発事故が発生したことで、放射能に汚染されてしまい、蕨平の木を使って家を建てたり、蕨平の土地で農業を行ったりすることはできません。」「私たちの生活設計が本件事故のために狂ってしまいました。」(本件事故時52歳の男性、G3世帯申立人1、甲G3第19号証6頁)。

(5) このような申立人らの生活状況に鑑みれば、申立人らが蕨平に帰還しても、直ちに従前の生活に戻れないことは明らかである。

5 結論

上記1ないし4の事実及び蕨平について風評被害が相当長期間続くであろうことに鑑みれば、蕨平の避難指示解除見込時期は、居住制限区域として最長の平成28年3月10日とされているが、少なくとも蕨平地区の現状からすれば、見込みどおりの時期に避難指示が解除されたとしても、蕨平に居住していた申立人らにおいて、平成29年3月以前に、申立人ら各自が従前に営んでいた生活に戻ることが可能であるということとはできない。

したがって、平成29年3月まで一人月額10万円(目安額)の精神的損害の賠償を認めるべきである。

6 被申立人の主張について

(1) 被申立人は、「居住制限区域に指定されている蕨平地区に関し、実際にいつ帰還可能となるかについては、今後の放射線量の推移、除染の進行具合、避難指示の解除に係る各行政機関の政策的判断や帰還に向けての具体的な取

り組みによっても影響されるものであるところ、現時点の状況を踏まえても、蕨平地区において、本件事故後6年間が経過する平成29年3月まで住民の帰還が困難である、などとは断定することができないというべきです。」と主張する。

- (2) 当仲介パネルは、蕨平は本件事故後6年間が経過する平成29年3月まで住民の帰還が困難な地域である、と判断したのではない。

当仲介パネルの判断は、上記のとおり、本ADRの申立てをした申立人らが平成29年3月までに帰還して従前の生活に復することは困難であり、同時期までの精神的損害は現時点において賠償されるべきであるというものである。

被申立人の主張は、本和解案の趣旨を正確に理解していないものである、といわざるをえない。

- (3) 被申立人は、「本件事故後6年間経過するまでに帰還が可能かどうか不明確である現時点において、申立人各世帯の個別具体的な事情を斟酌することなく、蕨平地区において、一律に帰還困難区域と同等の精神的損害の賠償を実施することは、中間指針第二次追補等に基づき、賠償金の算定方法に差異を設けている現行の賠償実務に混乱を生じさせる」とも主張する。

- (4) しかし、当パネルは申立人各世帯の個別具体的な事情を斟酌したうえで本和解案を提示しているのであり、また、本和解案の内容に本件事故の加害者側である被申立人の行っている直接賠償の基準及び実務に反する部分があるとしても、そのことによって本和解案の相当性・妥当性が損なわれるわけではない。

- (5) なお、被申立人が、平成26年3月26日付けプレスリリースにおいて、避難指示解除後1年間は精神的損害その他実費等について賠償することを表明し、将来分についても賠償することが確実であることも勘案すれば、本和解案において、被申立人が平成29年3月まで一人月額10万円（目安額）の精神的損害を賠償するとしても、「現行の賠償実務」に混乱が生じるおそれは無い。

第3 ②について

1 理由

(1) 上記第2で認定したとおり、三方を帰還困難区域に囲まれ、帰還困難区域に比肩する高線量の地点が多数存在した蕨平の住民である申立人らについて、②を認める理由は、平成26年3月20日付け和解案提示理由書第2の3に記載のとおりであるが、以下再述する。

(2) わが国では、過去の原爆被害等の国民的経験により、放射線による影響に対して敏感に反応する人が多く、放射線による健康被害のおそれが僅かでも懸念される場合であれば、現実に健康被害を生じるか否かにかかわらず、放射線被曝への不安や恐怖を生じ得ることは一般に認められる。まして、蕨平に結果的に留まることとなった申立人らは、旧警戒区域と同程度の放射線量であった同地区において、放射線に対する特別な防護措置も講じずに本件事故前とほぼ同じ生活をしていたのであるから、放射線被曝への現在及び将来にわたる恐怖や不安を感じるのは無理からぬことである。この恐怖や不安は、蕨平と同程度ないしより低い放射線量の地域の住民が本件事故から数日以内に低線量地域へ避難することができたことと対比すれば、他の避難等対象者一般と比べて量的にも質的にも異なるというべきである。

これらのことから、結果として蕨平に留まり続けた申立人らについては、中間指針第3の6（指針Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額を認めるべきである。

2 被申立人の主張について

(1) これに対し、被申立人は、「低線量被ばくに関する科学的知見や実際のデータに照らせば、申立人らにかかる損害賠償を基礎付けるだけの具体的な権利侵害があったとはいうことができず、現時点で、個別具体的な事情を斟酌することなく、かかる精神的損害の一律に増額をすることについては、互譲の精神に基づく当事者間の和解の範囲を超える」と主張する。

(2) しかし、本和解案は低線量被曝による損害賠償を認めているのではなく、本

件の具体的状況下において、申立人らが放射線被曝への不安や恐怖を覚えたことに対する損害賠償を認めたものである。

当仲介パネルは、次のとおり申立人らの個別具体的事情を斟酌している。

- ア 「事故があつてから色々放射能の話を聞きましたが、今後どんな影響が出てくるか、不安な気持ちでいっぱいです。」（本件事故時11歳・小学5年生の女子、G1世帯申立人4、甲G1第30号証2頁）
- イ 「私も、将来は結婚して子どもが欲しいと思っています。そのときに放射能の影響があつたらと思うと、とても怖いです。放射能の影響は何年もたつてから出ることもあると聞いているので、実際に子どもを産むまでずっと不安に思いながら生活しなければならないかと思うと、本当に辛いです。」（本件事故時13歳・中学1年生の女子、G1世帯申立人3、甲G1第29号証2頁ないし3頁）
- ウ 「私たちの家族は、比較的遅くまで蕨平に残っていたので、息子たちの体が心配です。息子は、『もう沢山吸ったからマスクなんていまさらいらない』などとやけになっています。」（本件事故時54歳の男性、F1世帯申立人1、息子はいずれも本件事故時20代、甲F1第49号証3頁ないし4頁）
- エ 「私は、平成23年3月12日、（長男）に瓦の片づけ作業をやってもらいました。ところが蕨平の線量が高いことが後でわかり、外での長時間の作業をやらせたことに対して、ひどく文句を言われました。『お父さんが外で作業させたから線量を浴びた』とよく言われます。3人の子どもたちには、将来に向けて10年・20年と不安な日々を送らせてしまうことを、ひどく悲しく思います。」（本件事故時46歳の男性、F2世帯申立人1、子どもはいずれも10代、甲F2第49号証3頁）
- オ 「長女を自宅に戻さなかった判断は、振り返って正解だったと思いますが、私たち夫婦や高齢の両親は、放射線量の高い飯舘村蕨平地区に長期間滞在し、相当程度の被ばくをしてしまったと思います。このことが、今後、ガンなどの病気という形であらわれるのではないかと、不安は拭えません。」

(事故時45歳の男性、A1世帯申立人1、甲A1第137号証5頁)

カ 「牛の処分の関係で、私たち一家は避難が遅れ、放射線量の高い蕨平地区に長くとどまりました。私も、牛を売却するまでの間、牛の世話を続けており、ほとんど一日中屋外にいたので、相当程度被ばくしてしまったと思います。長男も、避難するまで、蕨平の自宅から仕事に通っていました。そうした影響が後で体に現れてくるのではないかと心配です。」(事故時53歳の男性、長男は事故時23歳、A4世帯申立人1、甲A4第84号証2頁)

キ 「もし放射線量が高かったことを知っていたら、もっと早く避難していたのにと悔やまれてなりません。」「健康への不安は今でも尽きません。…放射線は目に見えないので、両親や私の健康状態について、今でもとても不安に思っています。」(事故時51歳の男性、E3世帯申立人3、両親はいずれも事故時70代、甲E3第34号証3頁)

ク 「私たちは、放射線量の高い蕨平地区に…滞在してしまったこととなります。…滞在により、私たちは今でも放射線被曝への恐怖や不安を抱いて生活することを余儀なくされています。」(事故時77歳の男性、E1世帯申立人1、甲E1第20号証1頁)

(3) 上記のとおり、結果として旧警戒区域・帰還困難区域に比肩する高線量の地点が生活圈全般にわたって多数存在した蕨平に留まり続けた申立人らが、放射線被曝への現在及び将来にわたる恐怖や不安を感じているのは無理からぬことであって、これは他の避難等対象者一般と比べて量的にも質的にも異なるというべきであり、法的保護に値する、すなわち具体的な権利侵害となることは当然である。

被申立人の主張は、この点においても本和解案の趣旨を正確に理解していないものである、といわざるをえない。また、「互譲の精神に基づく当事者間の和解の範囲を超える」との被申立人の主張は、新・総合特別事業計画において自ら誓約した当センターの和解案の尊重を放棄するというに等しいものである。

第4 結語

以上のとおり、当仲介パネルは、申立人らの提出した主張書面及び証拠書面を精査し、当センター福島事務所県北支所において、申立人らから直接に話をお聞きしたうえ、申立人らの職業、世帯構成、本件事故前の居住地である藤平の地域的特性を考慮し、申立人らの個別具体的な事情を斟酌し、本和解案を提示している。

当仲介パネルは、被申立人に対し、申立人らの生活基盤を根こそぎ奪った本件事故の当事者として、新・総合特別事業計画において自ら誓約した当センターの和解案の尊重を改めて認識し、また、本書に記載の点を踏まえて本和解案の趣旨を正確に理解し、再考の上、受諾するよう強く求めるものである。

平成26年12月10日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員長	安	藤	武	久
仲介委員	丸	山	裕	司
仲介委員	蓑	毛	誠	子

(別紙1)

24飯 総第157号
平成24年6月11日

原子力災害対策本部
本部長 野田 佳彦 様

飯舘村長 菅野 典雄

「避難指示区域の見直し」に係る飯舘村の方針決定について（通知）

このことについて、飯舘村議会より同意を得、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、併せて付帯事項も付記させていただきますので、実現に向け特段のご配慮をお願いします。

記

1. 「避難指示区域の見直し」に係る飯舘村の方針

(1) 区域の見直しは、行政区単位とした。

(2) 「帰還困難区域」⇒○長泥行政区

(3) 「居住制限区域」⇒○草野行政区○深谷行政区○伊丹沢行政区

○関沢行政区○小宮行政区○宮内行政区

○飯樋町行政区○前田・八和木行政区

○大久保・外内行政区○上飯樋行政区

○比曽行政区○蕨平行政区○関根・松塚行政区

○白石行政区○前田行政区

(4) 「避難指示解除準備区域」⇒○八木沢・芦原行政区○大倉行政区

○佐須行政区○二枚橋・須萱行政区

2. 付帯事項

(1) 行政区の一部に高線量地区（50mSv／年超がある地区）が混在する、「比曽行政区」、「蕨平行政区」、「前田・八和木行政区」の3行政区については、財物（不動産・動産）賠償を、「帰還困難区域」と差が生じな

いよう配慮のこと。

(2) 精神的損害賠償については、避難指示解除後においても生活環境等が整うまで十分な猶予期間を認めること。

(3) 仮設住宅及び借り上げ住宅の入居者の補助支援については、避難指示が継続される限り認めること。

また、避難指示解除後においても、諸事情があつて「すぐには戻れない人」、「戻らない人」の心に寄り添い、一定の猶予期間を設け支援を継続すること。

(4) 「帰還困難区域」に対するバリケードの設置にあたっては、区域住民のことに配慮し、極力簡易なものとする。

(5) 除染にあたっては、住民が安心して帰村できるよう徹底した除染を実施するとともに、除染後20mSv/年以下であっても、住環境周辺の立木（居久根・裏山の立木）の求めに応じた伐採及び補償を行うこと。

(別紙2)

復興大臣 竹 下 亘 様

飯舘村の復興・再生に関わる
要 望 書

平成26年9月22日

福島県相馬郡飯舘村長 菅 野 典 雄

飯舘村の復興・再生に関わる要望書

あの忌わしい原発事故から早くも3年半が経過した。国による直轄除染の大幅な遅れに伴い、本村の復興・再生は大分遅れているのが現状である。村としては一日も早く帰村できる環境（除染・インフラ整備など）を整え、村民に帰村の時期を示し帰村後の不安を少しでも解消させなければならない。

そのためには、将来の生活設計が立てられるような産業振興施策をはじめ、放射線に対する不安を取り除くための健康対策など、具体的かつ実効ある施策を講ずることが喫緊の課題である。

現在村の復興計画（第5版）を策定中であり、村の復興・再生について、村民にできるだけ先行きが見透せるよう、雇用を含めた新たな産業振興策やインフラ整備、暮らしや教育環境などについて、精力的に取り組んでいるところである。

ついては、村の復興・再生を加速化させるため、下記事項について要望いたしますので、国による支援について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「深谷地区」復興拠点エリア整備事業の支援について

復興にあたって、新たな村づくりの拠点（シンボル）として、道の駅や同駅に併設する情報交流施設「までい館」、「花卉展示栽培施設」、「コンビニエンスストア」、「メガソーラー施設」、「復興住宅」などを計画しており、各事業に対する国の支援を行うこと。（各事業内容は、別紙のとおり）

2. 仮設・借上げ住宅の一定年度の継続支援について

現行の制度ですと、避難指示が解除された場合、解除後1年間に限って支援されることになっているが、1年間であると将来の身の振り方の判断ができかねるため、3年程度の猶予期間を設けること。

3. 農地の保全管理に対する支援について

除染後の農地は、地力が落ち直ちに作物が栽培できる環境にはない。したがって、肥培管理などによって地力がつくまでの期間、農地を荒廃させないための「農地管理会社」的な組織に対する支援を行うこと。

4. 里山再生のための長期的な支援について

国においては森林の除染は考えていないようであるが、村民の多くは帰村しても裏山の放射線量が高いことが不安で、帰村を躊躇している。少なくとも裏山の「里山」といわれる範囲は、除染を兼ねた森林の再生整備は欠かせない。

このことが村民の不安解消にもつながると思われるので、里山整備のために中長期的な財政支援（例えば10年～20年間程度の地方交付税による財源措置）を行うこと。

5. 除染の迅速化について

除染が大幅に遅れており、帰村の時期を具体的に示せないでいる。これ以上避難生活が長引くことは、村民の健康面で大変心配されるため、早期の除染完了に向け、最大限の取り組みをすること。

「深谷地区復興拠点エリア整備事業」にかかる要望内容

飯舘村は、阿武隈山系の高原に開けた自然豊かな美しい村である。村の総合振興計画では、人と人とが「お互いさま」の心を持って接しあう飯舘流スローライフ「までいライフ」を推進し、この村の取組はこれまで幾度も全国表彰を受けている。

しかしながら、この度の福島第一原子力発電所における原子力災害により、村は、放射能汚染による危険にさらされた上、全村避難を強いられ、避難生活は4年目を迎え長期化し、現在においても、帰村時期の目途すら見定められない。このような現状の中で、村民の不安と心労については計り知れず、将来に渡っても、様々な風評被害が生じる可能性については、今後の帰村、復興・再生に関わり、村が強く憂慮するものである。

村では、全村避難直後から、村民や外部有識者を交え、「村民一人ひとりの復興を目指す」復興計画を取りまとめ、日々直面する課題から中長期的な復興事業まで、定期的に見直しを行ってきた。復興計画第4版では、重点施策の一つとして、村内における復興拠点エリア計画の検討を行っており、平成26年7月に着手した復興計画第5版では、復興拠点エリア整備に係る具体的な進捗状況を取りまとめる予定である。

「深谷地区復興拠点エリア整備事業」は、復興計画推進委員会に加えて、村議会及び村民懇談会での議論を重ねて取りまとめた事業である。この度、村では、村民が細やかに築いてきた村での生活を奪われ、不自由な避難生活を強いられているという甚大な原災被害までも、未来に続く「村づくり」の一つの土台にするという新たな発想を持って取り組む復興・再生の出発点として、深谷地区に復興拠点エリアを整備するものである。

「深谷地区復興拠点エリア」については、新たな「村づくり」を中心的に担う産業用地として整備し、官民連携による事業形態を取り入れ、地域交流の活性化及び地域産業の振興を推進する。震災以前より村の主要産業は農業であったことから、農業関連事業に携わる企業や研究機関と協力連携し、この「深谷地区復興拠点エリア」を、村の気候等に根付く農産業の拡充を図る「農業産業用地」として、整備を進めていきたいと考えている。

第一段階として、復興のシンボルとなる花をテーマとした道の駅「までい館」及びこれに隣接する商業施設を整備し、村内外との交流人口を増やし、地域経済の活性化を図る。

また、民間企業と協力体制を組み、風評被害を受けにくい花卉栽培事業や営農再開を支援するための土壌改良開發生産事業等を導入し、村の主要産業である農業を、復興・再生のための村の産業振興の基軸として、農業関連産業の充実及び多様な雇用の機会、働きの場の創出を図る。

さらに、拠点エリアの各施設の維持管理及び今後の復興・再生事業の実施については、太陽光発電施設を整備し、売電収益を活用することにより、雇用機会の創出を図るとともに、村の財政負担の軽減化、効率化に努めるものである。

加えて、深谷地区拠点エリアには、帰村後自宅に戻っても一人暮らしが困難な高齢者、高線量地区の村民、拠点エリアで就業する村外からの中・高年、若者等のため、村営住宅を整備し、商業施設や職場に近接した暮らしやすい環境を整えていくものである。

村営住宅周辺には、深谷地区や周辺地区の村民や事業者が利用できる共用集会所及び緑化公園を設置し、地域コミュニティによる高齢者や子育て世代への支援が充実するよう環境を整備していく。

「深谷地区復興拠点エリア」は、飯舘村から発信する「新たな日本の農風景」の提案であり、未曾有の原災被害により長期間全村避難を強いられた自治体の復興・再生モデルとして、各種の災害復興に資する知的財産となるものと考えている。

この度の原災被害を経験したからこそ、新しい発想をもって創造できる活力と魅力ある「村づくり」を推進するため、「深谷地区復興拠点エリア整備事業」について、福島再生加速化交付金による支援を強く要望するものである。

深谷地区農業産業用地立地予定施設事業(案)



道の駅「までい館」

深谷地区復興拠点エリアの中心となる地域交流・産業振興施設として整備し、「いいたてまでいライフ」をPRする村民手作りの手工芸品の展示販売や村及び近隣地域の特産物等の販売スペースを設け、交流人口の増加を図り、地域経済の活性化を進める。



花卉展示栽培施設

道の駅「までい館」に隣接した施設として設置する。栽培した花卉等を斬新な手法で展示し、種々の花卉の販売を行う。四季折々、珍しい様々な花卉を楽しむことのできる道の駅のテーマとなる「花」の施設として、民間企業の協力の下、交流人口の増加を図る。



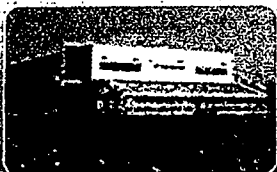
花卉栽培施設

村の復興をイメージした花卉等を開発、栽培する施設として整備し、民間企業が経営・運営を行う。拠点エリアの施設で、様々な花卉等の育苗・栽培を行うことに加えて、花卉栽培農家との委託栽培を進め、村の新たな主要産業の拠点とする。



花卉発送施設

花卉栽培施設に隣接して、栽培した花卉等を販売先・委託先に発送する施設を整備し、発送手続き業務を集約し、利便性を高める。輸送業務及び経営については、民間企業の参入を図る。



土壌改良開発生産施設

原災避難や除染により脆弱となった農地の地力を回復させ、村内だけでなく他の被災地域の営農再開を支援するため、土壌改良肥料等の開発・生産を行う事業を実施する。事業実施・経営・運営については、民間企業の協力を得る。

深谷地区農業産業用地立地予定施設事業(案)



コンビニエンスストアー

道の駅「までい館」に隣接して設置し、「村の商店」としての役割を担う。帰村後は、高齢者世帯が増加することを見込み、宅配サービスも実施する。



太陽光発電施設

官民共同出資により設立した「いいたてまでいな復興株式会社」が太陽光発電施設を設置し、売電事業を行う。売電収益は、拠点エリアの施設管理維持及び村の復興事業に充て、様々な雇用機会の創出や産業の充実を図る。



復興住宅

帰村後自宅に戻っても一人暮らしが困難な高齢者、高線量地区の村民、拠点エリアで就業する村外からの移住者のため、拠点エリア内に村営住宅を整備し、商業施設や職場に近く、暮らしやすい環境を整える。



共用集会所

深谷地区及び周辺地区の村民、事業者が利用でき、地域コミュニティによる高齢者や子育て世代を支援する拠点施設として、集会所を整備する。



公園

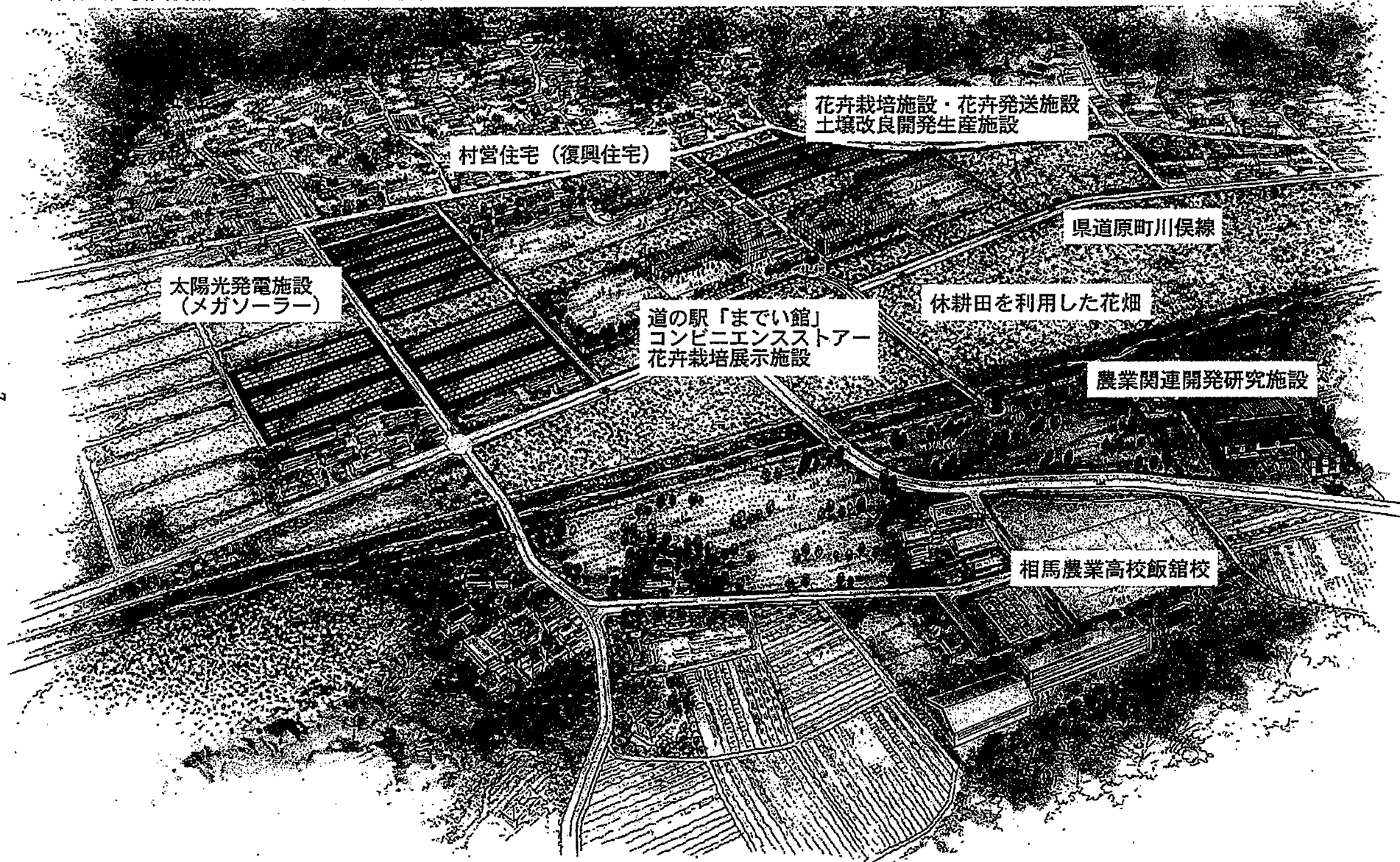
道の駅「までい館」に隣接して整備し、道の駅を訪れる人々の憩いの場、子どもの遊び場として、交流人口の増加を図る。

想定される雇用創出効果

施設名	雇用創出効果の想定	想定雇用人数
道の駅「までい館」	「までい館」には、手工芸品や特産物等を販売する村民や事業者にスペースを貸与し、働きの場を設ける。また、トイレ、駐車場を含む施設の清掃、警備等の維持管理に関する雇用を創出する。	10～13人／年
花卉展示栽培施設	花卉展示栽培施設の運営については、民間企業が行い、花卉等の栽培、展示・管理及び販売に関する従業員として、高齢者を含めた幅広い世代の雇用創出を見込む。	3～5人／年
花卉栽培施設	村の新たな主要産業とすべく、復興をイメージする花卉等の開発、育苗・栽培を行う。栽培等の指導、販売ルート確保等の経営については、民間企業の協力を仰ぎ、従業員としての雇用を見込むことに加え、花卉栽培農家との委託栽培を進め、農産業の充実を図る。	10～20人／年 (委託栽培農家を含む)
花卉発送施設	村内で栽培された花卉等を委託先又は販売先に発送する施設として整備し、民間企業が運営を行う。発送等の事務職に関わる雇用を見込む。	3～5人／年
土壌改良開発生産施設	脆弱化した農地の地力を回復させ、村内外の営農再開支援のため、土壌改良肥料の開発生産工場施設を整備する。民間企業が運営し、必要な従業員として、若年層の雇用の場の創出を見込む。	10～15人／年
コンビニエンスストア	コンビニエンスストアを誘致し、村内の商業サービスの再開を図る。帰村後の高齢者世帯の増加を見込み、宅配サービスも行う。販売店員や宅配員として、働き方を選べる雇用の機会を創出する。	15～20人／年
太陽光発電施設	太陽光発電施設の警備、施設周辺の維持管理を行う作業員として、村民の雇用を見込む。また、太陽光発電施設の売電収益により、各施設の維持管理及び復興事業の一部を担い、産業の充実及び雇用創出を図ることに資する。	3～5人／年
計		54人～83人／年

飯舘村復興拠点エリア イメージ図

深谷地区復興拠点エリアの県道原町川俣線の北側約16haについては、4つのエリアに分けて段階的に整備し、復興・再生を目指します。



福島再生加速化交付金

34. 原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業

事業概要

原子力災害被災地においては、上下水道やガス等の産業インフラが未だ完全には復旧していない中、12市町村への企業の帰還や新規立地を促進していくことが必要。避難企業の帰還や企業誘致の加速に向け、既存の産業団地等の再整備に加え、新規の産業団地等の整備が急務の課題。このため、リスクの高い産業団地等の整備等について、被災自治体が整備する際の支援を行い、早期に産業団地等を整備・再編し、企業の帰還・新規立地を加速させていく。

補助対象

自治体が撤退企業等からの用地買収・借り上げ等による産業団地（工業団地や産業用地）の再整備や新たな産業団地の整備により、帰還企業又は新規立地企業に対して産業団地の賃貸を行う事業（※）に要する以下の経費

- ・産業団地の整備に係る調査設計費
- ・用地取得、土地造成費
- ・施設改修・解体・撤去費
- ・土壤汚染対策費
- ・関連インフラ整備費（上下水道、電気・ガス、排水処理、道路、防災調整池、公園・緑地、放射線モニタリングポスト等）
- ・附帯施設・設備整備費（共用集会所等）
- ・企業誘致事業費（ニーズ調査、ホームページの整備、説明会開催等）

※自治体が企業等に対して整備した産業団地・工業団地等の売却（譲渡）を行う場合は、国庫返納の対象となる。
賃貸料は、団地内の施設維持経費及びそれに類するものに充当するものとする。

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。

※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。

対象地域

12市町村

交付団体・事業実施主体

福島県・市町村

国庫補助率等

国：3/4、県・市町村：1/4

市町村の計画

再生加速化事業計画の申請項目（※）に加えて、市町村が作成する復興整備計画との整合を図ること。

※再生加速化事業計画の申請項目：①計画の区域、再生加速化の目標、③事業概要及び地域の再生加速化との関係、④要する費用、⑤実施主体、⑥その他

入居企業

娯楽営業、風俗営業、投機的営業等の不適切な業種が入居しないように制限する。

【工業団地造成の例】

